

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

ご注意ください!

この競売事件は、
広島地裁本庁で取扱っています。

入札その他の手続きの際には、必ず、
広島地方裁判所本庁の事件番号（「期間
入札の公告」に記載してある事件番号）
で行ってください。

なお、**入札手続等は、広島地方裁判所
本庁の執行官が取り扱います。**入札書を
誤って**呉支部又は三次支部に提出すると**
無効になりますのでご注意ください。

★お問い合わせ先★

○ファイルについてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁民事第4部不動産執行係

TEL (082) 502-1392

○入札手続についてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁執行官室

TEL (082) 228-0421 (代表)

期間入札の公告

令和 7年 3月17日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 太田博子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月 2日 午前 9時00分から 令和 7年 4月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月 11日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月 1日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年 4月 15日 午前 9時00分から 令和 7年 4月 15日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
3, 4, 6	2, 220, 000 1, 776, 000	一括	450, 000	48, 239	12, 149
3	750, 000				
4	360, 000				
6	1, 110, 000				
備考	売却基準価額は、民事執行規則30条の3第1項により減価されている。				



物 件 目 録

- 3 所 在 三次市三良坂町三良坂字反
地 番 1735番1
地 目 宅地
地 積 568.78平方メートル
- 4 所 在 三次市三良坂町三良坂字反
地 番 1738番2
地 目 雑種地
地 積 275平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 6 所 在 三次市三良坂町三良坂字反1735番地1
家屋 番号 1735番1
種 類 居宅・物置
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 156.87平方メートル
2階 25.27平方メートル



物 件 明 細 書

令和 6年 7月 5日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号3, 4, 6】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3, 4, 6】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号6】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号6】

売却対象外の隣地（地番10378番）の一部を通行のため、無償で利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



- ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
 - 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 3 | 所 在 | 三次市三良坂町三良坂字反 |
| | 地 番 | 1735番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 56.8.78平方メートル |
| 4 | 所 在 | 三次市三良坂町三良坂字反 |
| | 地 番 | 1738番2 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 275平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地 |
| 6 | 所 在 | 三次市三良坂町三良坂字反1735番地1 |
| | 家屋 番号 | 1735番1 |
| | 種 類 | 居宅・物置 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 156.87平方メートル
2階 25.27平方メートル |



令和 6年（ケ）第 37号

（物件3, 4, 6）

令和 6年 6月20日提出

現況調査報告書

広島地方裁判所

執行官 杉原 弘展

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 3 | 所 在 | 三次市三良坂町三良坂字反 |
| | 地 番 | 1735番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 568.78平方メートル |
| 4 | 所 在 | 三次市三良坂町三良坂字反 |
| | 地 番 | 1738番2 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 275平方メートル |
| 6 | 所 在 | 三次市三良坂町三良坂字反1735番地1 |
| | 家屋 番号 | 1735番1 |
| | 種 類 | 居宅・物置 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 156.87平方メートル
2階 25.27平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	未実施
土地	物件 3, 4
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件 3, 4) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> 雑種地(物件)
形状	<input type="checkbox"/> 公図(法 14 条 1 項地区)のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 上記の者が本件土地に下記建物を所有して、占有している <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件 6
種類・構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 上記の者が本建物を住居として使用している。 <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

物件3, 4の土地(本件土地)は一団の土地であり, 物件6の建物(本件建物)の敷地として利用されている。

本件土地は, その北西側を県道(公図上は地番の記載のない狭長地)に接面している。

なお, 県道からの進入路の西側部分は, 隣地(10378)を取り込む形で利用されている。

物件4の土地のうち, 上記進入路の南側部分は登り勾配の法状の土地となっている。

本件建物の床は, 階段下, 広縁等, 多くの箇所に緩みが観られた。

本報告書に添付した写真には, 広角で撮影したものがある。

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者の妻	<p>本件建物は, 所有者が住居として利用しています。</p> <p>本件土地建物については何人との間にも貸借関係はありません。</p> <p>本件土地の東側部分にある井戸は, 飲用には利用できません。</p> <p>この井戸は当家だけ利用しているもので, 他所には供給されていません。</p> <p>本件土地上に設置されている簡易物置は, 所有者が設置したものです。</p> <p>県道からの進入路の西側部分は, 隣地所有者から, 隣地所有者にとっては利用しづらい土地なので私方で使って良いと言われ, 無償で利用させてもらっています。</p>

執行官の意見

本件土地建物には, 所有者の妻の陳述に沿った占有が認められ, 第三者の占有の表徴は観られなかった。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年 4月24日 13:30-13:45	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
6年 4月24日 14:30-14:45	広島法務局三次支局	公図, 地積測量図, 建物図面, 登記事項要約書交付申請
6年 5月24日 13:15-13:45	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 所有者の妻と面談

(特記事項)

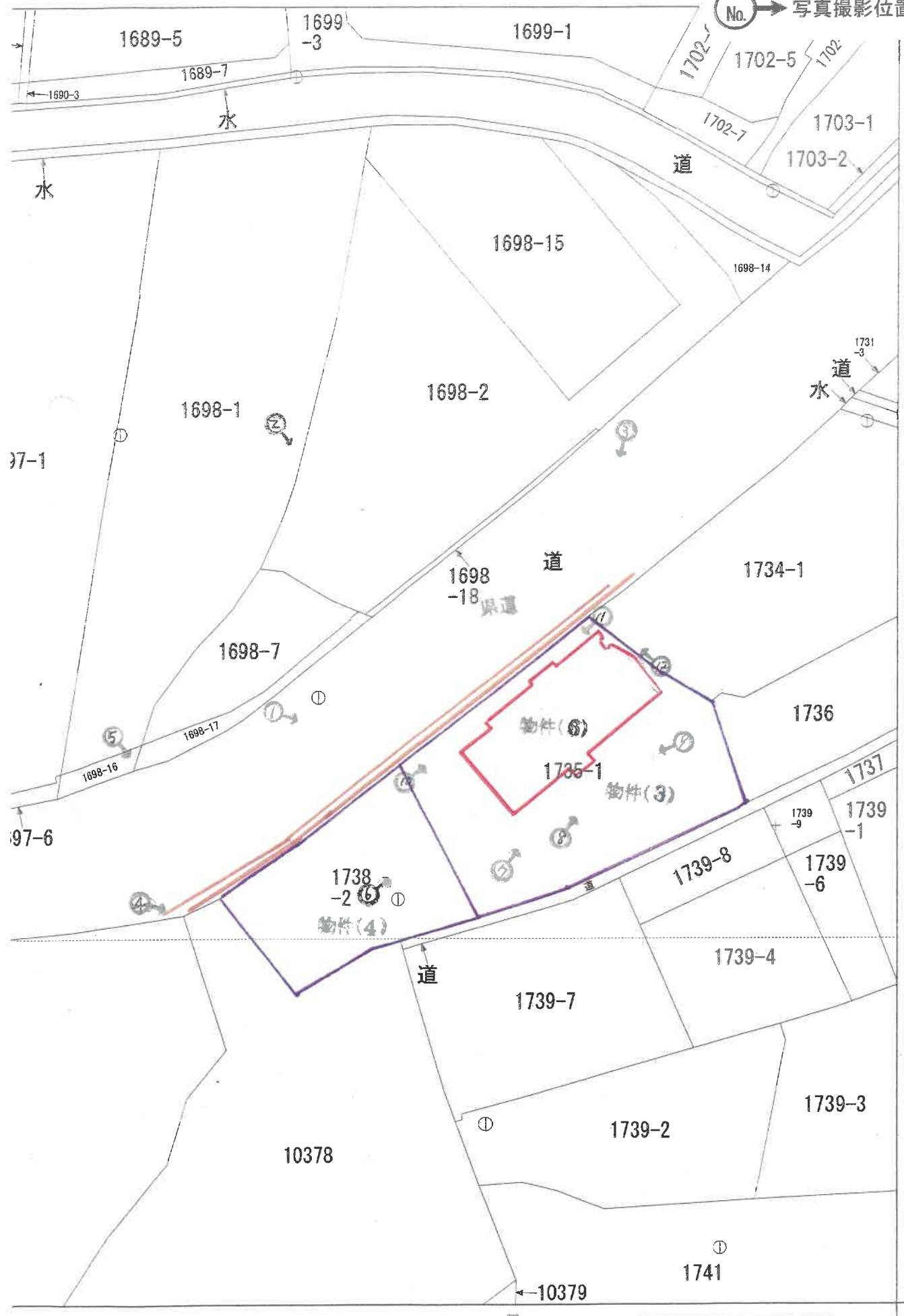
- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
-

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

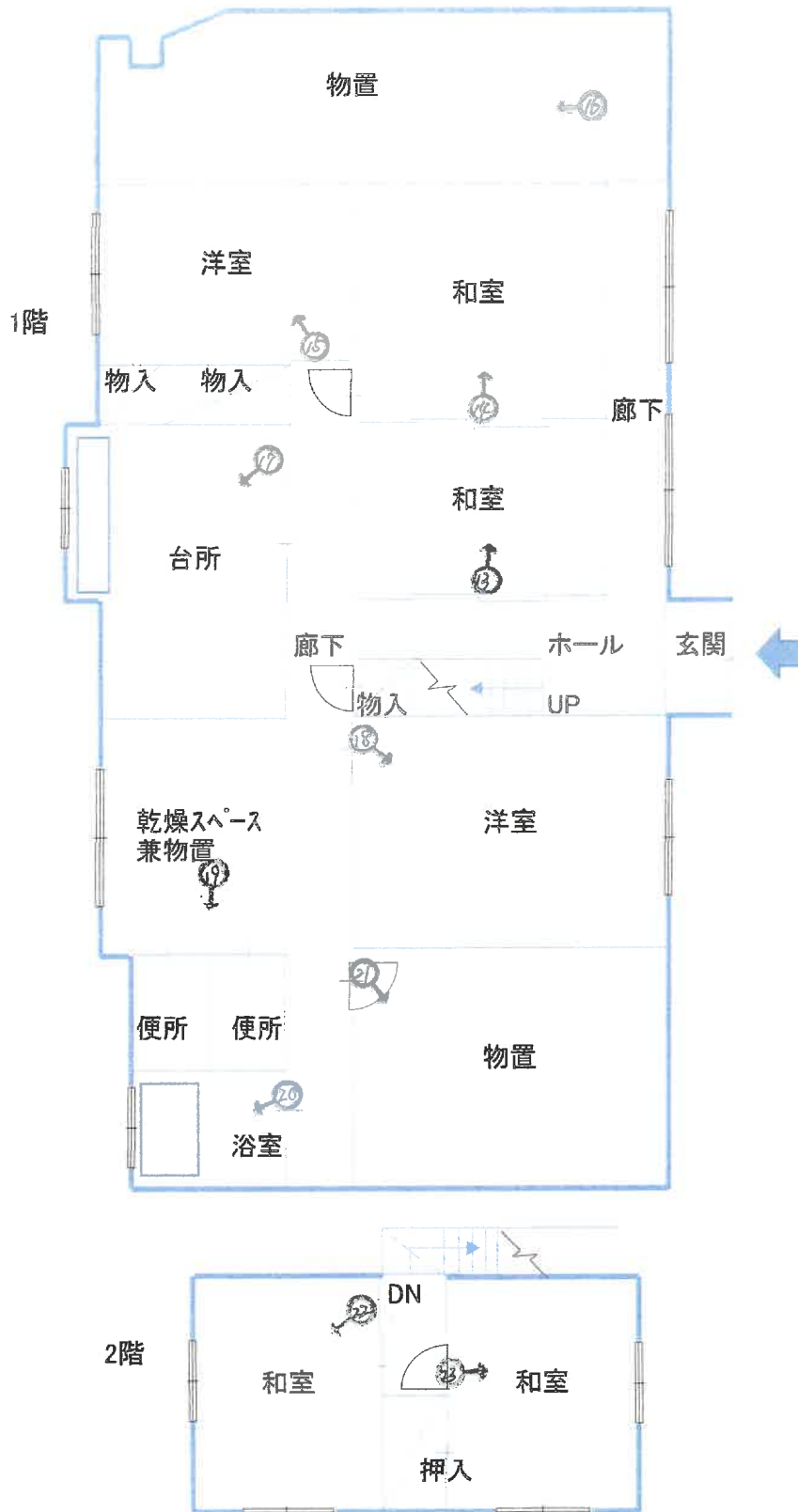
土地建物位置関係図
 14条1項地図と建物図面を合成

(座標値種別：L)

No. → 写真撮影位置・方向



建物間取図 (物件6・見取図)



建築面積
 1階 156.87㎡
 2階 25.27㎡
 合計 182.14㎡



写真1



写真2

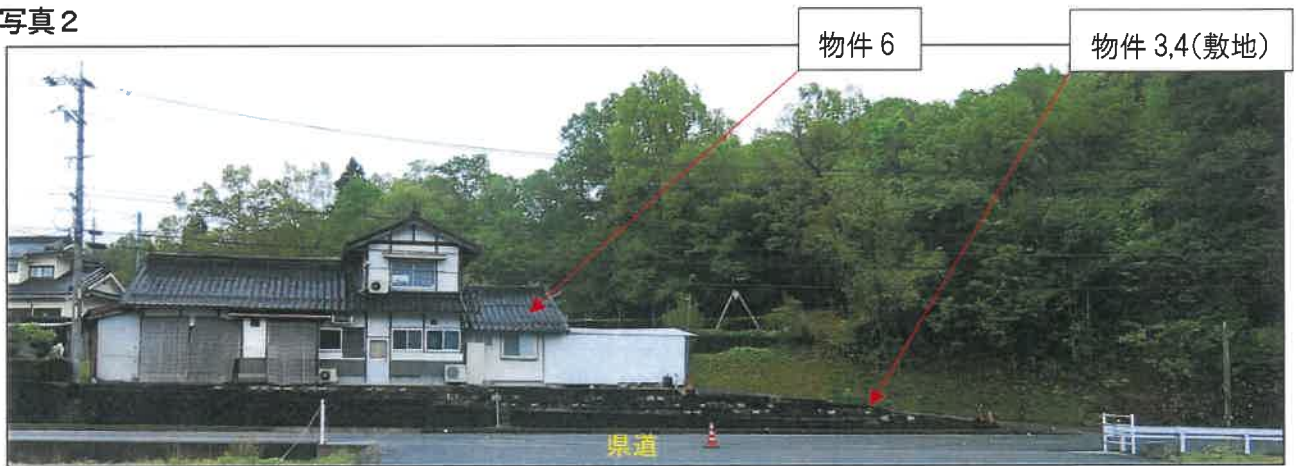
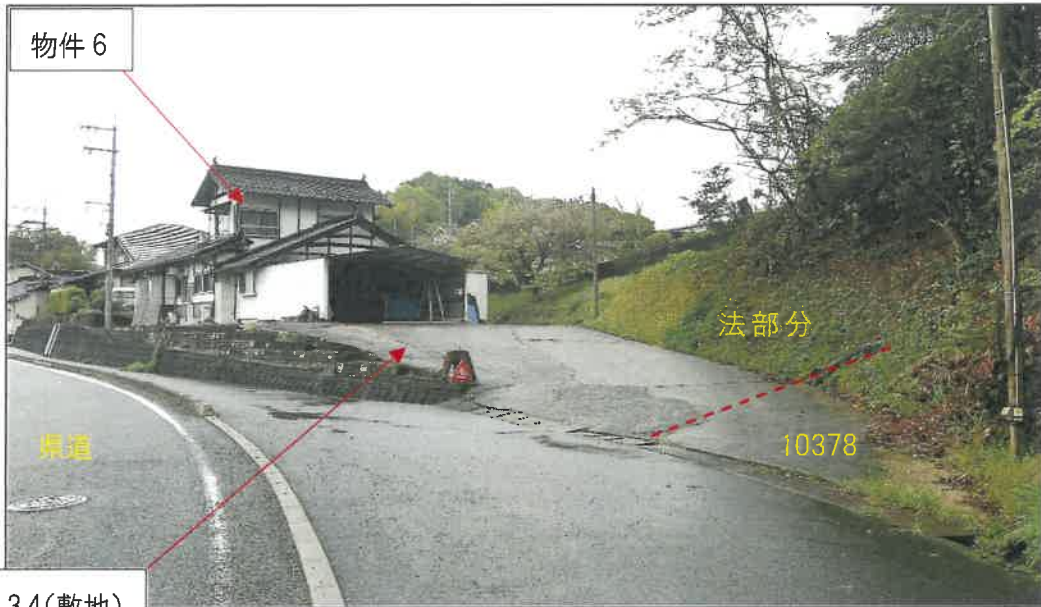


写真3



写真4



物件3,4(敷地)

境界はイメージである

写真5



物件3,4(敷地)

境界はイメージである

写真6



写真7



写真8



写真9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19

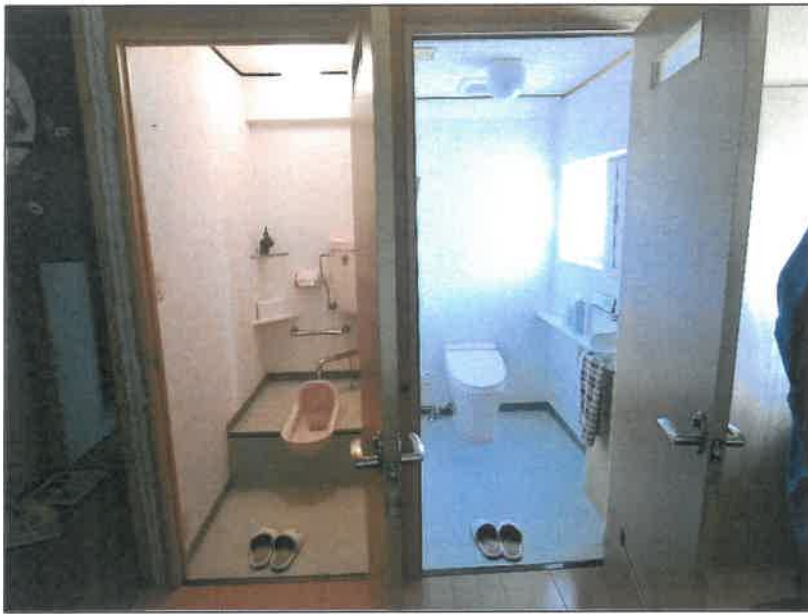


写真 20



写真 21



写真 22



写真 23



令和 6 年 (ケ) 第 37 号
令和 6 年 5 月 24 日 現地調査
令和 6 年 6 月 27 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

【物件3、4、6】

評価人 不動産鑑定士

三宅 功

印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,703,000円	
内 訳 価 格	
物件3(土地)	金 1,250,000円
物件4(土地)	金 604,000円
物件6(建物)	金 1,849,000円

- 1 一括価格は、物件3、4、6の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件3、4の内訳価格は物件6のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件6の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
3	所在地 地目 地積	三次市三良坂町三良坂字反 1735番1 宅地 568.78m ²	同左
4	所在地 地目 地積	三次市三良坂町三良坂字反 1738番2 雑種地 275.00m ²	宅地
6	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	三次市三良坂町三良坂字反1735番地1 1735番1 居宅・物置 木造瓦葺2階建 1階 156.87m ² 2階 25.27m ² <hr/> 延べ 182.14m ²	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件3、4）

位置・交通	J R 福塩線「三良坂」駅の南西方・直線距離約800m	
付近の状況	付近は、空地、農地の中に一般住宅、農家住宅が立地する地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% — 宅地造成工事規制区域
画地条件	規模 物件3 568.78 m ² 物件4 275.00 m ² 計 843.78 m ²	間口 約 45 m 奥行 約 20 m 形状 略整形 接面状況 中間画地 その他 画地内傾斜あり
接面道路の状況	北西側 約 11 m 舗装	県道 高低差：0m～2m高い
土地の利用状況等	現状は物件3地上に物件6の建物が存する。物件4の一部は県道からの通路として利用されており、物件3と一団の土地を形成している。 隣地は戸建住宅 目的外建物 なし	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	現地調査からは土壌汚染に係る端緒は発見されなかった。 現在確認されている埋蔵文化財包蔵地ではないが、開発工事等の場合は三次市教育委員会に協議の必要あり。 県道からの進入路について、隣地（10378番）を取込む形で利用されている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件6）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 58 年 4 月 20 日 新築 経 過 年 数：約 41 年 昭和59年10月5日、平成6年4月30日に増築している。 経済的残存耐用年数：約 0 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： モルタル塗り 内 壁： 砂壁、クロス貼り等 天 井： 板目天井等 床： 板張り、畳等 設 備： 電気、給排水等 その他： ー
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅・物置 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	建物は外観、内部ともに相当に老朽化が激しく、床のたわみを数か所確認した。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件3、4)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
3	9,380	0.62	568.78	0.90	1	2,977,000
4	9,380	0.62	275.00	0.90	1	1,439,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員11m舗装県道に等高接面する地積約300㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示標準地 (三次-5)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
10,800	$\frac{99}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{114}$	9,380

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : なし

◇地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差 : 物件3及び4を一団の土地として評価した。

規模過大	0.80
一部通路	0.90
一部原野化	0.90
隣地取込	0.95
相乗積	0.62

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分 : 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件6)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに建物の残価率を乗じて、価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	残価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
6	160,000	182.14	3%	1	874,000

ウ 残価率：

物件6は、経済的耐用年数は既に経過しており、残価率を3%と査定した。

エ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ
3	2,977,000	0.40	法定地上権	1,191,000
4	1,439,000	0.40	法定地上権	576,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額(円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア+イ)×ウ×エ×オ
3	2,977,000	- 1,191,000		1.00	0.70	1,250,000
4	1,439,000	- 576,000		1.00	0.70	604,000
6	874,000	+ 1,767,000	1.00	1.00	0.70	1,849,000
一括価格(合計)						3,703,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地（三次-5）

所 在 : 三次市三良坂町三良坂字反1729番23
価 格 : 10,800円/㎡
位 置 : JR福塩線「三良坂」駅南西方約1km
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 194㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 南西側5.5m市道
用途指定等 : 第1種低層住居専用地域・建蔽率50%・容積率100%
地域の概要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした高台住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件3	3,403,579 円	（1㎡当たり 5,984 円）	課税地積	568.78 ㎡
物件4	1,645,600 円	（1㎡当たり 5,984 円）	課税地積	275.00 ㎡
物件6	1,710,232 円	（1㎡当たり 12,755 円）	課税床面積	134.08 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

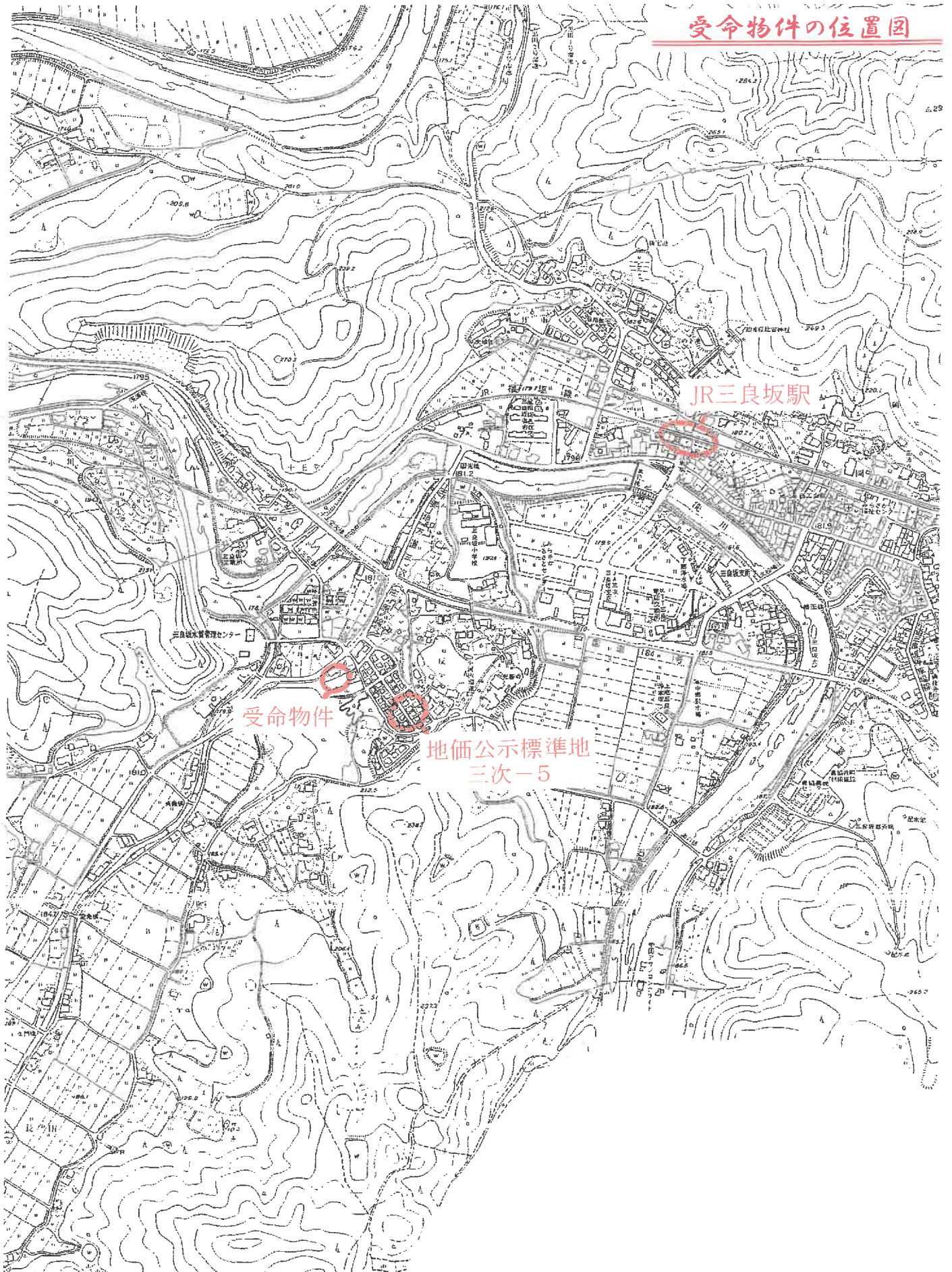
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（三次市「白図」縮尺1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 建物間取図（見取図）

以 上



受命物件の位置図

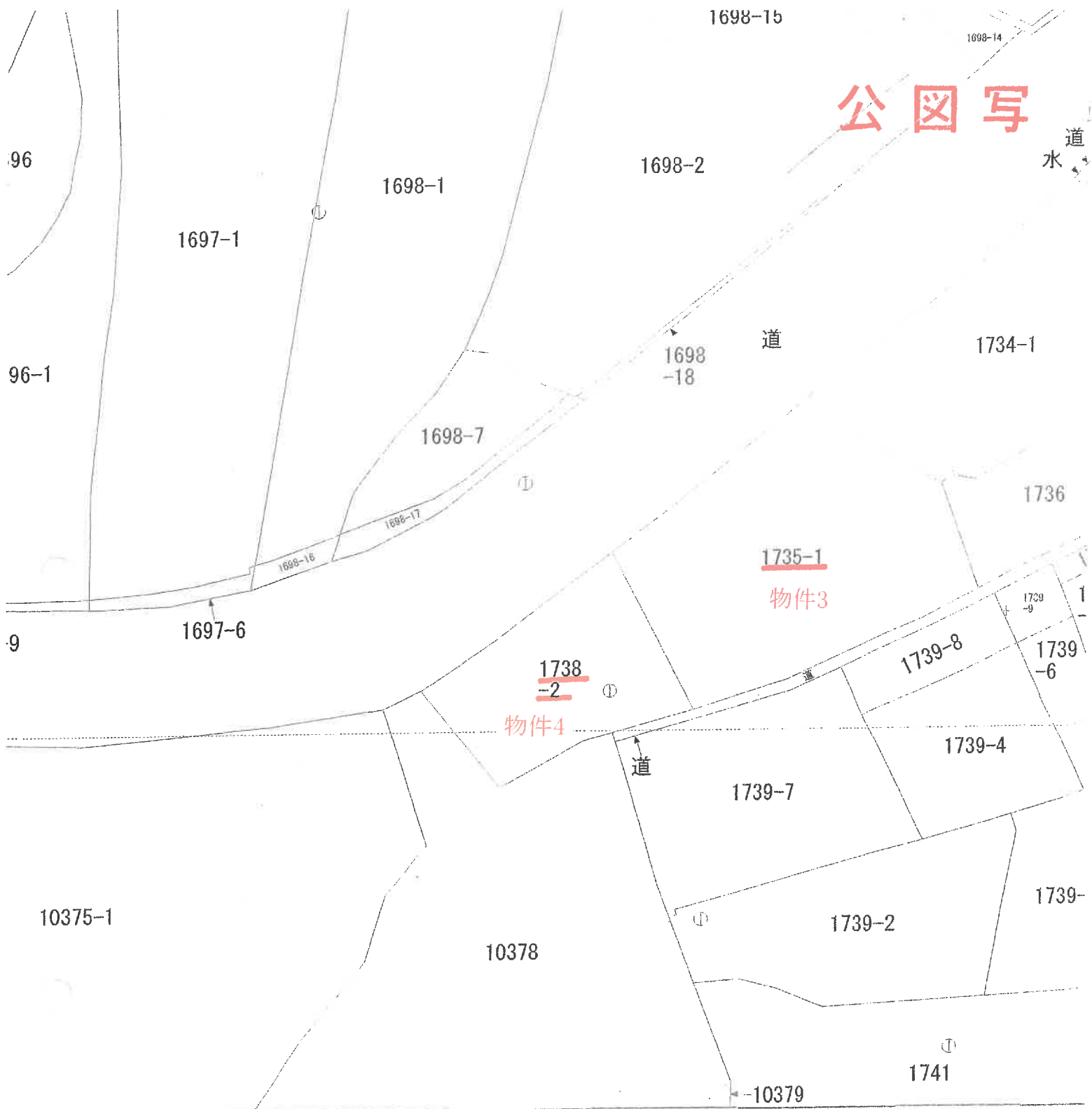


受命物件

JR三良坂駅

地価公示標準地
三次-5

写図公



冊：图上測定)

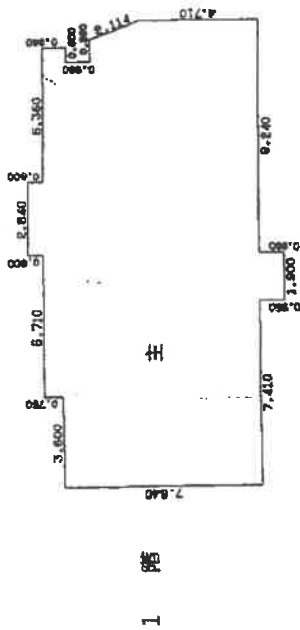
地番区域見出
三良坂町三良坂

良坂町三良坂字国光 地番 1698番7

乙一	座標系又は記号 Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
----	--------------	----	--------------	----	-----

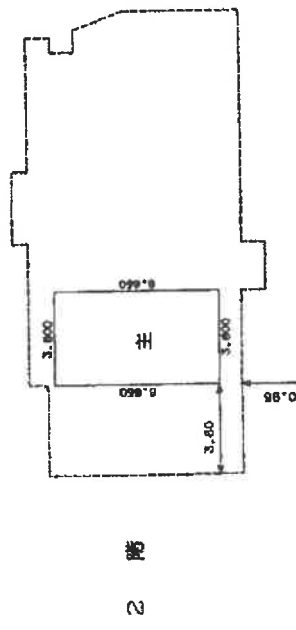
備付年月日	平成3年9月2日	補記事項
-------	----------	------

家屋番号 1735-1
建物の所在 東京都三好区大字三良坂字反1735番地1



求積表

3.600 x 7.840	= 28.2240000
3.810 x 8.590	= 32.7279000
1.900 x 9.540	= 18.1260000
2.840 x 9.190	= 26.0896000
4.760 x 8.590	= 40.8664000
0.600 x 0.960	= 0.5760000
0.900 x 6.690	= 6.0210000
(6.690 + 4.710) x 0.740 / 2	= 4.2180000
合計	= 156.6749000
床面積	156.67 ㎡



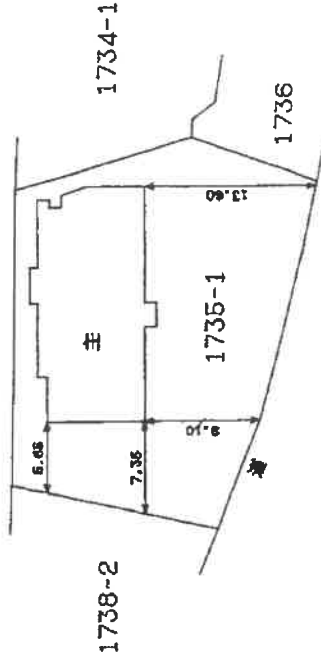
求積表

3.800 x 6.650	= 25.270000
合計	= 25.270000
床面積	25.27 ㎡

北



果 道



縮小 B4→A4

作製者

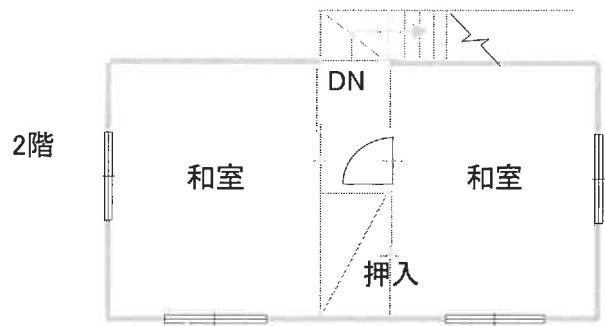
縮 1 / 250 尺

申請人

縮 1 / 500 尺

作成 7年9月5日

建物間取図 (物件6・見取図)



建築面積
 1階 156.87㎡
 2階 25.27㎡
 合計 182.14㎡

